

根室市長選挙 選挙長告示第 2 号

令和８年９月１３日執行の第１９回根室市長選挙の公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第７６条において準用する公職選挙法第６２条第２項及び第６項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和8年6月1日

根室市長選挙

選挙長 金 澤 英 俊



記

1. くじを行う日時 令和8年9月10日 午後6時00分
2. くじを行う場所 根室市常盤町2丁目27番地
根室市役所3階 災害対策室